

委託検定対象測器と手数料

気象測器等の名称	検定手数料の額(一個につき)	
	書面により検定を委託する場合	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検定を委託する場合
一 日照計		
イ 太陽電池式日照計	7,400円	7,000円
ロ 回転式日照計	12,600円	12,200円
ハ 太陽追尾式日照計	12,600円	12,200円
二 直達電気式日射計	34,100円	33,700円
三 震度計(加速度振動の振幅、周期及び継続時間を用いて計測震度を算出する方式のものに限る。)	22,300円	21,800円
四 磁気儀		
イ 角度の精度の値が〇・二分以上であって、磁場の強さの精度の値が二ナノテスラ以上のもの	123,900円	123,400円
ロ 角度の精度の値が一分以上であって、磁場の強さの精度の値が十ナノテスラ以上のもの(イに掲げるものを除く。)	72,900円	72,500円
五 磁気計	28,500円	28,100円
六 羅針盤	8,800円	8,300円